

競争入札に際しての入札心得

平成 28 年 1 月
公益財団法人道府県会館
平成 30 年 4 月改正
公益財団法人道府県センター

(入札の基本的事項)

第 1 条 公益財団法人道府県センターが発注する工事、業務委託等の業者選定に係る競争入札に参加する者（以下、「入札参加者」という。）は、この入札心得のほか、入札に係る書類を熟覧し、承諾の上で入札しなければならない。

(入札の参加及び辞退)

第 2 条 入札参加者は、指定された時刻、場所で入札を行わなければならない。なお、入札を辞退する場合は「入札辞退届」を入札日までに提出するものとする。

- 2 入札執行中の辞退については、「入札辞退届」または入札を辞退する旨を明記した入札書により速やかに入札執行者に申し出るものとする。
- 3 指定された入札時刻に遅れた場合は、辞退したものとみなす。

(公正な入札の確保)

第 3 条 入札参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）等を遵守し、公正な入札の確保に努めなければならない。

(入札の方法)

- 第 4 条 入札参加者は、「入札書」を「件名」「発注者名」「社名」を記載した封筒に入れ、封緘のうえ、指示された場所に設置してある入札函に投入するものとし、郵送または電送による入札は認めない。
- 2 代理人が入札に出席する場合は、代表者からの「委任状」を提出しなければならない。

(入札金額の記載方法)

- 第 5 条 入札書に記載する入札金額は、契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。
- 2 入札書に記載する数字はアラビア数字を用い、合計金額の数字の前には¥（円記号）を記入するものとする。また、記載事項を変更する時は、2 本線を引き、上部に正書のうえ、押印しなければならない。

(入札書の引替え等の禁止)

第 6 条 一度入札函に投入した入札書の引替え、入札金額等の変更、または撤回することはできない。

(入札の中止等)

第 7 条 次の各号の一に該当する場合は、入札の執行を延期、もしくは停止、または中止することがある。

- (1) 入札の公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために協定した者があると認められたとき
- (2) 天災地変等やむを得ない事由により、入札執行者が認めたとき

(入札の無効)

第 8 条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加者を代表する者又は、その代理人以外の者が行った入札
- (2) 入札者の押印のない入札書による入札
- (3) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書による入札
- (4) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (5) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記載した事項が明らかでない入札書による入札
- (6) 2 以上の入札書を提出した者が行った入札

(開札及び落札者の決定)

第 9 条 開札は入札事務に関係のない職員の立ち会いのもとで行う。

2 落札者は、あらかじめ当法人が定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格（※売払い、貸付けの場合は「最高の価格」とする）を提示した者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、当該者に対し、錯誤がないか等の点について質問することができる。この結果、当該者を落札者とするのが不適當な場合は予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とすることがある。

3 前項の規定に関わらず、当法人が最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者を落札者とする。

(再入札)

- 第 10 条 開札の結果、落札者がいない場合は、直ちに再入札を 1 回に限り行うものとする。再入札も不調に終わった場合は、再入札において予定価格に最も近い金額を提示した入札者から順次、随意契約に向けた協議を開始する。この協議は、当法人と協議先が合意に達した時点で終了するものとし、協議を行わなかった入札者にはその旨通知するものとする。
- 2 前項の場合においては、履行期限を除き、当初入札に付するときに定めた条件を変更することができない。
 - 3 この入札心得第 8 条（1）から（6）までの定めにより無効とされた入札をした者は、再入札に参加できない。

(抽せんによる落札者の決定)

- 第 11 条 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちに抽せん（くじ）により落札者を決定する。

(入札結果の通知)

- 第 12 条 落札者が決定したときはその者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札価格を、落札者がいないときはその旨を、入札執行者が開札に立ち会った入札者に口頭で知らせるものとする。この場合、落札者が開札に立ち会わなかった場合は、別途、その旨を落札者に通知する。

(積算内訳書の提出)

- 第 13 条 入札に参加した者に対しては、入札の終了後、入札金額の積算内訳書の提出を求めることができる。

(契約の締結)

- 第 14 条 落札の通知が到達した日の翌日から起算して 5 日以内（休日を含まない）の期間に契約の締結をしないときは、その落札は無効とする。ただし、当該期間に落札者が確実に契約を締結する意思を確認できた場合は、この限りでない。
- 2 契約金額は、落札者が第 5 条第 1 項に基づいて入札書に記載した金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額）とする。
 - 3 落札者と決定された者が、東京都の排除措置を受けた者であることが、契約を締結するまでの間に判明した場合は、当該決定を取り消すものとする。

(入札後の異議申立て)

- 第 15 条 入札者は、入札後において、この入札心得、その他入札条件等に対す

る疑義等を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。